

第1章 調査の概要

1. 調査の趣旨・目的

雇用促進税制は、事業主が公共職業安定所（ハローワーク）に提出する「雇用促進計画」に記載された計画期間である適用年度中に、雇用者数（雇用保険一般被保険者数）を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用が受けられる税制優遇制度である。2011年度（平成23年度）から3年間の時限措置として創設され、2015年度（平成27年度）までさらに2年間延長された。

厚生労働省が2015年7月31日時点でまとめた2013年度末までの実績報告によると、計画受付件数の累計は9万9,335件、一般被保険者の目標増加数の累計は66万7,944人で、達成件数の累計は2万4,805件、一般被保険者の増加実績の累計は25万9,195人に達している。

本調査は、同税制の適用を申請した企業¹や、適用を受けた企業の特徴、また、雇用された労働者の状況などの実態を把握し、これまでの同税制の運用が労働市場や企業の採用行動等にどのような影響・効果を与えたかを分析するために行った²。

なお、本調査は厚生労働省職業安定局雇用政策課の要請をうけて実施した。

2. 調査方法

郵送による調査票の配布・回収。

3. 調査対象

雇用促進税制の適用を受けるため、2013年4月1日～10月末に雇用促進計画をハローワークに提出し、受け付けられた企業³のなかから、厚生労働省が抽出した企業8,208社。

4. 調査期間

2014年11月10日～11月26日。

※原則として11月1日現在の状況を記入してもらった。

¹ 雇用促進税制の対象には企業だけでなく個人事業主も含まれるが、本報告書では企業という表記で統一する。

² 最近の論文では、宮本弘暁「大不況下の米国労働市場—長期失業者の推移と対策」『日本労働研究雑誌 No.651（2014年10月）』が、米国のオバマ政権下で導入された雇用促進税制の雇用への影響について触れている。それによると、米国でも同税制の経済効果を分析した研究はまだ少ないという。

³ 2013年4月～10月に計画がハローワークに受け付けられた企業の総数は2万6,937社ある（2015年7月31日時点の速報値）。

5.有効回収数

2,516件（有効回収率30.6%）。

6. 回答企業の属性

回答企業の基本属性は図表1-1のとおりである。

業種別の割合は、「サービス業」が14.7%、「情報通信業」が13.5%、「医療、福祉」が12.6%、「建設業」と「卸売・小売業」が11.9%などとなっている。

企業規模（従業員規模、以下同じ）は、「20～49人」が30.8%ともっとも多く、次いで「10～19人」の24.3%、「5～9人」の13.7%の順となっており、50人未満の企業が全体の7割以上を占める。税法上の企業規模でみると、中小企業⁴が96.4%、大企業が2.8%で、中小企業が9割以上を占める。

設立年をみると、2000年代以降に設立された企業が半数以上である。

本社の所在地は、東京都とする企業が61.5%で全体の6割を占める。

図表1-1 回答企業の基本属性

		n	%			n	%
		2,516	100			2,516	100
業種	農業、林業	9	0.4	本社所在地	秋田県	29	1.2
	漁業	0	0		福島県	87	3.5
	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.1		茨城県	131	5.2
	建設業	300	11.9		栃木県	1	0.0
	製造業	268	10.7		埼玉県	2	0.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	16	0.6		千葉県	4	0.2
	情報通信業	340	13.5		東京都	1,547	61.5
	運輸業、郵便業	62	2.5		神奈川県	7	0.3
	卸売・小売業	299	11.9		新潟県	138	5.5
	金融業、保険業	35	1.4		岐阜県	1	0.0
	不動産業、物品賃貸業	78	3.1		愛知県	1	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	190	7.6		三重県	1	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	58	2.3		滋賀県	1	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	80	3.2		京都府	189	7.5
	教育、学習支援業	21	0.8		大阪府	1	0.0
	医療、福祉	316	12.6		奈良県	74	2.9
	複合サービス事業	34	1.4		和歌山県	64	2.5
	サービス業	370	14.7		福岡県	1	0.0
	【サービス業内訳】（人材関連のサービス業）	94	3.7		佐賀県	46	1.8
	（その他のサービス業）	276	11.0		熊本県	72	2.9
その他	6	0.2	大分県	60	2.4		
無回答	31	1.2	無回答	59	2.3		
従業員規模	0～4人	178	7.1	雇用促進税制の適用状況	受けた	555	22.1
	5～9人	345	13.7		受けなかった	1,792	71.2
	10～19人	612	24.3		無回答	169	6.7
	20～49人	774	30.8	業績（1年前比）	良い	1,351	53.7
	50～99人	305	12.1		変わらない	498	19.8
	100～299人	214	8.5		悪い	588	23.4
	300～999人	55	2.2		無回答	79	3.1
	1,000人以上	8	0.3	業績（今後見通し）	良い	1,115	44.3
無回答	25	1.0	変わらない		596	23.7	
税法上の企業規模	中小企業	2,425	96.4		悪い	475	18.9
	大企業	71	2.8		わからない	230	9.1
	無回答	20	0.8		無回答	100	4.0
設立年	1960年代以前	238	9.5				
	1970年代	212	8.4				
	1980年代	277	11.0				
	1990年代	425	16.9				
	2000年代	981	39.0				
	2010年代以降	358	14.2				
	無回答	25	1.0				

⁴ 本調査での税法上の中小企業とは、資本金1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人と定義した。